

伊東市介護予防・日常生活支援総合事業 A2 訪問型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 【算定回数上限】 ※ 1 月の中で全部で12回まで	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) (一) 生活援助が中心である場合（所要時間20分以上45分未満） 179単位 【算定回数上限】 ※ 1 月の中で全部で20回まで	179	
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(2) (二) 生活援助が中心である場合（所要時間45分以上） 220単位 【算定回数上限】 ※ 1 月の中で全部で16回まで	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	週1回程度	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		週1回程度（日割）	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		週2回程度	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		週2回程度（日割）	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		週2回を超える程度	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割		週2回を超える程度（日割）	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未実施減算 1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	週1回程度	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未実施減算 1 1 日割		週1回程度（日割）	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未実施減算 1 2		週2回程度	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未実施減算 1 2 日割		週2回程度（日割）	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未実施減算 1 3		週2回を超える程度	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未実施減算 1 3 日割		週2回を超える程度（日割）	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未実施減算 2 1	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未実施減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未実施減算 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位数の270/1000加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数の287/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ			(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位数の249/1000加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ			(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位数の266/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の207/1000加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の170/1000加算	